

## 中部運輸局自動車交通部

令和5年3月10日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、片岡 TEL 052-952-8082

愛知運輸支局 輸送・監査担当

神戸、吉川 TEL 052-351-5313

## 乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名  
事業者名：西尾交通 株式会社（代表取締役 村松 健司）  
住 所：愛知県西尾市平坂町坂下7番地  
営 業 所：バス事業部（住所地に同じ）
2. 行政処分等の概要  
処 分 日：令和5年3月10日 70日車（1両×70日間）  
処分内容：事業用自動車の車両使用停止
3. 監査端緒  
当該事業者に対して、法令違反が疑われる情報があったため、監査を実施したものの。
4. 主な違反内容及び違反条項
  - （1）点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
  - （2）乗務等の記録の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項）
  - （3）運転基準図の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項）

(4) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者、高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(5) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(6) 整備管理者の研修を受講させていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

(7) 自動車事故報告規則に該当する事故を報告していなかった。

(道路運送法第29条)

(自動車事故報告規則第3条第1項)

(8) 事業報告書及び輸送実績報告書を提出していなかった。

(道路運送法第94条第1項)

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 7点

当該事業者の累積違反点数 7点